

知的財産権の対外譲渡に関する作業弁法（試行）

株式会社クララオンライン
コンサルティングチーム

<要約>

2018年3月29日、国务院弁公庁は「知的財産権の対外譲渡に関する作業弁法（試行）」（以下、「本弁法」という）を公布し、即日試行した。

知的財産権の対外譲渡にあたり、当該知的財産が国家の安全や産業発展に影響を与えるものであるか審査を義務付ける内容となっている。なお同様の制度は日本を含めた欧米諸国でも導入されている。

1. 知的財産権の対外譲渡にあたり審査が必要なケース

技術輸出、外国投資者による国内企業の合併買収(M&A)等に、本弁法で定める専利権(特許、実用新案、意匠を含む)、回路配置利用権、ソフトウェア著作権、植物新品種の育成者権等の知的財産権(申請権を含む)の対外譲渡が含まれる場合は審査が必要となる。

本弁法の「知的財産権の対外移転」とは、中国の事業者あるいは個人が国内の知的財産権を外国企業、個人、またはその他の組織に譲渡することを指し、権利人の変更、所有者の変更、専用実施権の設定を含む。

2. 審査内容

- 知的財産権の対外譲渡による国家の安全への影響。
- 知的財産権の対外譲渡による国家の重要領域におけるコアテクノロジー技術の技術革新への影響。

3. 技術輸出における対外権利譲渡の審査手順

- (1) 輸出技術が輸出制限目録に含まれるもので、専利権などの知的財産権が関わる場合、



輸出側が地方貿易主管部門に中国制限輸出技術申請書を提出する。

- (2) 地方貿易主管部門は、地方知的財産権管理部門へ申請書と審査書類を送る。地方知的財産権管理部門は審査を行った後、書面による意見書を地方貿易主管部門へ返戻する。同時に国務院知的財産権主管部門に届出登録が行われる。
- (3) 地方貿易主管部門は意見書を参考に、「技術輸出入管理条例」等をもとに審査を行い対外譲渡の可否を決定する。
- (4) ソフトウェア著作権の場合、地方貿易主管部門は科学技術主管部門と共に審査を行う。当該著作権がコンピューターソフトウェア登記機構に登録されたものであれば、審査結果は登記機構にも通知される。

※M&A における対外権利譲渡の審査手順は、本弁法(三の二)で別途定められている。

●原文(中国語)

http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-03/29/content_5278276.htm

本レポートは「中国法令アラートサービス 2018 年 4 月号」の内容を一部抜粋、編集したものです。「中国法令アラートサービス」では、最新の法令・制度変更に関する詳細および予想される影響、クララオンラインが実務で得た動向変化に関する情報等を毎月レポート形式でお届けしています。 <https://www.clara.jp/consulting/>

- 本レポートに含まれる情報は一般的なご案内であり、包括的な内容であることを目的としておりません。また法律・条令の適用と影響は、具体的な状況によって大きく変化いたします。具体的な事業展開にあたってはクララオンライン コンサルティングサービスチームより御社の状況に特化したアドバイスをお求めになることをおすすめいたします。また本書の内容は 2018 年 9 月 19 日時点で編集されたものであり、その時点の法律及び情報、為替レートに基づいています。

本書はクララオンライン コンサルティングサービスチームにより作成されたものです。クララオンラインの中国、台湾、韓国、シンガポールなどアジア各国のインターネットコンサルティングサービスに関するお問い合わせは以下の連絡先までお気軽にご連絡ください。asia@clara.ad.jp または +81(3)6704-0776